

「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 2 年 8 月 3 日から同年 9 月 1 日までの間、「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令案」等に対する意見の募集を行った結果、47 件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和 2 年内閣府・国土交通省令第三号）
- (2) 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示（令和 2 年国家公安委員会告示第四十三号）

2 命令等の案を公示した日

令和 2 年 8 月 3 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本命令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 47 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 47 件

|       |     |
|-------|-----|
| 電子メール | 0 件 |
| F A X | 0 件 |
| 郵 送   | 0 件 |

「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令案」関係

同命令案に対しては、

- 個人が所有する物も特例措置の対象にしてほしい。
- シェアリング事業では運転操作に自信がない利用者が走行するので反対。
- 歩道や自転車道等も電動キックボードの通行を認める場所の対象としてほしい。
- 普通自転車専用通行帯がある場合には、必ずこれを通行するように規定すべき。
- 事業者に対し、利用者への通行場所の説明を義務化すべき。

といった御意見がありました。

本命令案は、いわゆる「電動キックボード」（以下単に「電動キックボード」といいます。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第3項に規定する新事業活動を行いたいという事業者からの要望を踏まえて、規制の特例措置を設けるものです。

本特例措置の対象となるためには、各事業者において、同法の規定に基づき、新事業活動計画に関する経済産業大臣の認定を受ける必要がある上、本新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合には、各事業者において必要な措置をとることが必要です。また、各事業者において、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく基本的な交通ルールや、電動キックボードの乗り方等に関して、利用者を教育することが予定されていることから、本特例措置の対象を、各事業者から貸し渡されている電動キックボードに限定することで、一定の安全性が確保されるものと考えております。

さらに、歩道や自転車道は、それぞれ、子供や高齢者、障害者を含む歩行者又は自転車安全・安心に通行できるよう車道から区画された場所であり、電動キックボードが歩道や自転車道を通行することができるようにする特例措置については、こうした趣旨も踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

このほか、同法第20条第2項及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）において、普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられている道路においては、普通自転車専用通行帯を通行しなければならないこととされておりますが、電動キックボードが普通自転車専用通行帯を通行することを認めることとするのは、普通自転車専用通行帯の有無にかかわらず、電動キックボードが常に車道の左側端に寄って通行できるようにし、自動車等との混在をできる限り避けることによって電動キックボードの安全な通行を保護するとの趣旨であり、普通自転車専用通行帯の通行を義務付けるまでの必要性はないと考えております。

## 2 「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案」関係

同告示案に対しては、

- 最高速度を引き上げてほしい。
- 最高速度を引き下げてほしい。
- 速度ではなく出力により制限すべき。
- 車体の幅は、普通自転車の幅と同じにすべき。
- 車体の重量をより制限すべき。
- 車体の重量の上限を広げてほしい。
- 座り乗り型も認めてほしい。
- 貸し渡されているものであることを車体に表示するよう義務付けるべき。

といった御意見がありました。

車体の構造については、令和元年度に実施された、公道を模した環境における電動キックボードの走行実証の結果を踏まえ、

- ・ 当該走行実証で一定の安全性が確認された電動キックボードの基準が「最高速度が20km/h未満であること」、「立席のみを備えたものであること」等であったこと。
- ・ 普通自転車専用通行帯を通行する一般的な普通自転車の速度が10km/hから20km/hまで程度であること。

等に鑑み、これらと同様の基準を定めることとしています。

車体の大きさ及び重量についても、当該走行実証の結果を踏まえ、少なくとも、当該走行実証で用いられたものと同程度であれば、一定の安全性が認められると

ころ、その上で、当該走行実証で用いられた車体に公道を走行するために保安基準上必要となる後写鏡等の保安部品を取り付けることを考慮した基準を定めることとしています。

また、本特例措置の対象であることを明示する方法として、本新事業活動を行うに当たり、各事業者において、各電動キックボードの車体に貸し渡されているものであることが分かるような表示を付すことが予定されています。

### 3 その他

本命令案等に対する直接の御意見ではありませんが、現行の法制度に関する御意見、指導取締りに関する御意見、広報活動に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。